

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

## 栃木国民年金 事案 622

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

申立期間当時、私は夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたので、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しており、社会保険庁のオンライン記録で把握できる範囲において、申立人夫婦の納付状況は基本的に同一であることから、申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性は高いと考えられるとともに、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、追納制度及び前納制度を活用して国民年金保険料を納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替え及び第3号被保険者等の切替えも適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、1回のみで1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

昭和48年4月に結婚した後、妻が夫婦二人分の保険料をまとめて納付していた。また、結婚前の期間についても一括して納付したと聞いている。申立期間について妻は納付済みになっており、私の分が未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその妻は、結婚後、夫の保険料をさかのぼって納付し、そのことを夫に伝えた記憶があると証言しており、納付の動機についても言及するなど、その内容には信憑性が認められる。

また、申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行っているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

#### 2 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に払い出されており、この時点で申立期間のうち47年7月から48年3月までは時効により納付できない期間であるとともに、市役所では特例納付のための納付書を発行していなかったことも確認でき、しかも、特例納付により保険料を納付したとする主張も無いことから、申立人の妻が特例納付したとは考え難い。

また、申立人の妻から聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期については記憶が不明瞭である上、加入手続を行ったのは1回のみであるとしているなど、申立人に対し、別の記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年3月まで  
昭和43年9月ごろに会社を退職したので、役所で国民年金の手続を行い、保険料は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年9月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、加入手続時の状況について記憶しておらず、保険料の納付についても、当時の納付方法であった印紙検認方式による納付については記憶していないとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和47年4月以降居住するようになったA市において、同年7月に払い出されており、この時点で申立期間の約半分は時効により納付できない期間であるとともに、申立人から聴取しても、現在所持しているもの以外の国民年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性はうかがえない。

さらに、申立人の妻から聴取したところ、夫の保険料を払わずに自分だけが納付することはないと主張しているものの、結婚した当初は経済的に厳しく、保険料が納付できる状況ではなかったとしており、事実、申立人夫婦が結婚した昭和45年3月から46年3月までの期間については、その妻も未納となっている。

その上、申立人及びその妻ともに、加入手続時にさかのぼって保険料を納付したとの主張はしていない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から4年8月まで  
20歳の時に、当時居住していた市の駅前連絡所で加入手続を行い、保険料については、年に1回、約30万円を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行ったとする市役所の駅前連絡所では、国民年金に関する事務を取り扱っていなかったことが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月に、申立人が当時居住していた市町村ではなく、申立人の実家が所在する市町村において払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、年に1回、約30万円の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時に年度分の保険料を一括して納付する場合、納付すべき保険料額は10万円程度であり、申立人の主張とは大きく相違する。

さらに、申立人が勤務していた事業所が保管する、申立人に係る昭和63年度から平成3年度の所得税源泉徴収簿を見ても、社会保険料控除額（申告による控除分）の欄に、国民年金保険料に関する記載は見られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から同年12月までの期間、及び62年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から同年12月まで  
② 昭和62年7月から平成元年3月まで

申立期間①について、前後が納まっており間の4か月間が未納となっているが、当時は市役所から同年度分の納付書が一括して来ていたはずであり、納めた記憶があるので未納となるはずがない。

申立期間②については、社会保険事務所から電話で「保険料の未納期間があるので納めてほしい。」との連絡があり、20万円から30万円の保険料を一括して窓口で納めた記憶があるので、未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①に続く昭和59年1月から61年3月までの期間について、過年度保険料及び現年度保険料を一括して納付したことが市役所保管の被保険者名簿から確認できるが、その納付日は61年2月27日であり、この時点で納付可能な期間を最大限さかのぼって納付していることから、申立期間①の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所から電話で督促を受けたため、納付書を送ってもらい、社会保険事務所の窓口で、20万円から30万円の保険料を一括して納めたと主張しているが、申立期間②の保険料額は約15万8,000円であり、申立人が納付したとする保険料額とは相違する。  
また、納付した時期について、A市内の事業所に勤務していた時期とし

ていることから、昭和 61 年又は 62 年ごろと推察されるが、この時点では申立期間の保険料は過年度保険料とはならないことから、申立期間②の保険料を社会保険事務所の窓口で納付したとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、納付時の状況について記憶が不明瞭<sup>りょう</sup>である上、申立人は、昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を 61 年 2 月 27 日に納付していることから、これを申立期間②の保険料と混同している可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

申立期間当時、学生だったので全て親に任せていた。私が20歳になった平成3年8月に母親が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料については、地域の納税組合に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親から聴取しても、当時の記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>であり、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月20日に、その弟と連番で払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、過年度保険料は納税組合で取り扱うことはできない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 345

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 33 年 8 月まで  
夜間学校に通いながらA社に勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたのを記憶しており、同僚たちと保険料が高いと話したことを覚えている。間違いなく厚生年金保険に加入していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の兄（B社の事業主）及び甥、同僚の証言などから、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、未適用事業所であるところ、同社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚5人の年金記録を確認したが、その全員が同社において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、事業主の兄及び甥に照会したところ、「A社が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録から、類似した名称の適用事業所として確認できる事業所3社について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できず、申立期間における健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。